

茨城県二級水系流域治水協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「茨城県二級水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、今後の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、茨城県二級水系流域において、関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換を進めるとともに、流域全体で取り組むべき治水対策の内容をとりまとめ、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（対象流域）

第3条 協議会の対象とする流域は茨城県が管理する二級河川の流域を基本とする。

（協議会の構成）

第4条 本協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 また、別表2の職にある者をオブザーバーに置く。
- 3 協議会の招集、運営は事務局が行う。
- 4 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて、専門的な学識を有する者又は有効な知見若しくは経験等を有する者（学識経験者等）を協議会に参加させることができるものとする。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 第3条で定める流域で行う流域治水の全体像の検討・共有
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む茨城県二級水系の「流域治水プロジェクト」の策定と公表（変更及び公表も含む。）
- 三 茨城県二級水系の「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 前三項に掲げる事項のほか、流域治水に関して必要な事項

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の招集、運営は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて、専門的な学識を有する者又は有効な知見若しくは経験等を有する者（学識経験者等）を幹事会に参加させることができるものとする。

(協議会の書面開催等)

第7条 協議会又は幹事会に出席できない構成員は、書面により資料及び意見を提出することができるものとする。

- 2 協議会又は幹事会が開催できない場合は、構成員からの書面による意思表示によって、協議会又は幹事会開催に替えることができるものとする。

(協議会の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開するものとする。

- 2 協議会で使用した資料について、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料については、協議会の了解を得て公表しないことができるものとする。
- 3 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、茨城県土木部河川課に置く。

(組織変更に伴う構成員の変更)

第10条 協議会構成員又は幹事会構成員が所属する機関での組織変更により役職名が変更となった場合には、おのこの構成員から事務局への報告に基づき、別表1又は別表3に掲げる構成員の役職名を変更するものとする。ただし、構成員が所管していた業務が複数の組織に分割された場合、又は業務の一部若しくは全部が廃止された場合は、この限りではない。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営そのほかに関し、必要な事項は、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 1 2 条 本規約は、令和 3 年 7 月 3 0 日から施行する。

一部改定 令和 4 年 5 月 2 0 日

一部改定 令和 6 年 3 月 2 7 日

一部改定 令和 年 月 日

別表 1

日立市長 高萩市長 北茨城市長 東海村長 茨城県土木部河川課長 茨城県常陸大宮土木事務所長 茨城県高萩工事事務所長

別表 2

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 茨城県農林水産部林業課長 茨城県農林水産部農地局農村計画課長 茨城県土木部都市局都市計画課長 茨城県土木部都市局下水道課長 茨城県土木部都市局建築指導課長 林野庁関東森林管理局茨城森林管理署長

別表 3

日立市都市建設部都市整備課長 日立市産業経済部農林水産課長 高萩市産業建設部都市建設課長 高萩市産業建設部農林課長 北茨城市都市建設部建設課長 北茨城市環境産業部農林水産課長 東海村建設部道路整備課長 東海村産業部農業政策課長 茨城県土木部河川課技佐兼課長補佐（技術総括） 茨城県常陸大宮土木事務所技術次長 茨城県高萩工事事務所技術次長 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課課長補佐 茨城県農林水産部林業課課長補佐 茨城県農林水産部農地局農村計画課課長補佐 茨城県土木部都市局都市計画課課長補佐 茨城県土木部都市局下水道課課長補佐 茨城県土木部都市局建築指導課課長補佐 林野庁関東森林管理局茨城森林管理署森林技術指導官
